

## 第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月28日(水) 午前9時30分から午前10時20分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

### 3. 出席委員

#### 農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之					
会長職務代理者	6番	市川 政一					
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番	飯塚 淳一	
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番	霜鳥 勝範	
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番	生井 一広	
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之	
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

#### 推進委員(12名)

	1番	石山清一郎	2番	深石辰一郎	4番	田中 雄治	
	5番	矢坂 信昭	8番	石川 道夫	9番	尾島 和幸	
	10番	飯吉 幸二	11番	石田 実男	12番	阿部 昌章	
	13番	廣田 敏	16番	関原 英精	18番	加藤謙太郎	

### 4. 欠席委員

推進委員(6名)	3番	小嶋 修市	6番	吉尾 正治	7番	朝比奈 聡	
	14番	長田 和弘	15番	望月 薫	17番	馬場 俊夫	

### 5. 提出議題

報告第3号	農用地利用集積計画変更届出について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第5号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第6号	農地法施行規則第29条第1項該当届出について
報告第7号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第6号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第7号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第8号	農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定について
議案第9号	農用地利用集積計画について
議案第10号	妙高農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について

### 6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	東條 義博	次長	西澤 明夫
係長	山口 修	主査	竹田 由之

7. 説明のために出席した者 農林課 主査 比後 彩

## 8. 会議の概要

事務局次長 会議の前に、4月1日付けの人事異動に伴い、新たに事務局職員となりました東條事務局長、山口係長から、自己紹介をさせていただきます。

### <東條事務局長、山口係長 自己紹介>

事務局次長 わたくし西澤と竹田主査はこれまでどおりです。  
引き続き、お世話になりますが、よろしくお願いします。

事務局長 本日の出席委員を報告します。只今の出席委員は、17名です。  
それでは、安原会長、お願いします。

会 長 おはようございます。お忙しい中、大変ご苦労様でございます。  
いよいよ、一番忙しい農繁期を迎えました。  
先日、新潟の方に行く際に車から眺めると、もう柏崎では田植えが終わった圃場があり、青々としておりました。中越方面に行っても代かきがだいぶ進んでいるといった状況でした。妙高市でもそろそろ水が入る時期となり、毎年報告があるのですが、農作業中の事故が起きています。くれぐれも皆様におかれましては、気を付けて作業を行っていただきたいと思います。  
皆様方への報告につきましては、この先、その時々で報告させていただきます。今日は、この後、予定も入っておりますので、スムーズな進行で皆様からご協力の程、よろしくお願いいたします。  
それでは、座らせていただきまして会議を進めさせていただきます。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第2回妙高市農業委員会総会を開会します。  
最初に議事録署名委員を指名します。  
3番の関原 正晴委員、4番の飯塚 淳一委員、よろしくお願いします。  
本日の議題については、報告事項が5件、議案が5件です。  
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。  
まず、報告事項ですが、  
報告第3号 農用地利用集積計画変更届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第5号 農地転用事実確認証明等報告について  
報告第6号 農地法施行規則第29条第1項該当届出について  
報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について  
事務局より、報告事項5件の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。  
1ページ、報告第3号 農用地利用集積計画変更届出についてをご覧ください。  
内容につきましては、貸借期間と賃貸借料の変更がそれぞれ1件です。  
貸借期間の変更については、満了までの期間はありますが、本契約以外の他の契約者との賃貸借物件の満了期間を合わせるため、期間を延長したものです。  
賃貸借料の変更は、双方での合意によるものです。  
  
次に、2ページ、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。  
3月に届出がありました合意解約は、7件です。  
解約後の状況につきましては、右端にありますとおり、所有権移転、自作や保全管理となっています。

所有権移転の1番と3番については、3月の総会で3条許可となっており、いずれも解約相手とは別の人です。

7番につきましては、今後の申請予定となっており、現時点では相手の情報は持ち合わせておりません。

次に、3ページ、報告第5号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

3月につきましては、農地転用事実確認が1件と法務局からの農地の転用事実に関する照会が1件です。

内容につきましては、2件ともに過去に5条の転用許可を受けておりましたが、地目変更手続きがなされていなかったもので、現在は、宅地として利用し、非農地であることを担当農業委員、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、4ページ、報告第6号 農地法施行規則第29条第1号該当届出についてです。

これは、転用面積が200㎡未満の農業用の施設等を建築する場合は、「農地の転用の制限の例外」として、届出をすることにより、農地法第4条の転用許可が不要になるものです。

3月の届け出は、1件です。

詳細につきましては、この後提案します議案第8号に関連しますので、議案第8号の説明に合わせ、報告させていただきます。

次に、5ページ、報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は12件で、新たなあっせん希望はありませんでした。以上、報告案件について説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明に対して、農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

会 長 報告第4号の7番についてですが、地元の農業委員さんも居られますのでお聞きしますが、所有権移転の予定の報告でございますが、この現地というのは確認されましたか。田んぼが出来る状況ではないと思います。出来ない状態であれば、所有権移転にもならないので、事務局の方で、確認をお願いします。

議 長 他に無いようでありますので、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、報告事項5件については、ご承知いただきたいと思います。

議 長 次に、本日の議案につきましては、5件です。公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議 長 まず、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、6ページをご覧ください。

今月の許可申請は、2件です。

1番についてです。

申請地は、大字上中村新田地内、登記地目は田が1筆、登記地積2,194㎡でありま

す。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請地は、現在、譲渡人と譲受人との間で利用権設定して耕作している農地で、高齢となって今後も耕作管理できない譲渡人が譲受人に相談したところ、合意に至り、このたび売買により譲り渡すものです。

2番についてです。

申請地は、美守1丁目地内、登記地目は畑が1筆、登記地積135㎡であります。

位置図は、資料No.4をご覧ください。

申請地は、譲受人の住宅の隣接地にあり、高齢となって管理できない譲渡人が譲受人に相談したところ、住宅の隣接地で利便性も良いことから、合意に至り、このたび贈与により譲り渡すものです。

以上2件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、3番の関原 正晴委員、2番については、9番の丸山 光浩委員より、お願いします。

3 番

1番について、説明させていただきます。

4月12日に推進委員の廣田さん、事務局と現地確認を行いました。

事務局の説明通りです。特段問題ないと思いますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

9 番

2番について、説明させていただきます。

4月14日に、推進委員の深石さん、事務局と現地確認を行いました。

申請地は、譲受人の住宅の隣接地ということで、管理も適切に行われると考えますことから、問題ないと思われれます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

議 長

それでは、議案第6号の質疑を行います。

農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

1 番

2番目の譲渡人と譲受人についてなのですが、ご親戚なのでしょうか。贈与となっているもので。

事務局

親戚ではなく、譲渡人としては、財産を整理したいことから、隣りにお住まいの方に相談したところ、合意に至りまして、親戚ではないということです。

議 長

よろしいですか。

他にありませんか。無いようですので、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長

無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

- 議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第6号については、許可することに決定しました。
- 議 長           次に、議案第7条 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局           議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページ  
及び位置図をご覧ください。  
今月の許可申請は2件です。
- 1番についてです。  
申請地は、美守1丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積138㎡です。  
位置図は、資料No.4をご覧ください。  
申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農  
地で、申請いただければ許可できる場所です。  
譲受人は、申請地を購入し、庭 兼 冬期間の堆雪場の整備を希望しています。
- 2番についてです。  
申請地は、大字吉木地内、登記地目：田が1筆、登記地積49㎡です。  
転用事業の全体では、隣接宅地と一体で371.66㎡の整備が計画されています。  
位置図は、資料No.5をご覧ください。  
申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された  
農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当  
するものと思われまふ。  
譲受人は、宅地の隣接地での拡張を求めていたものであり、隣接する申請地は最適地と  
判断しました。  
譲渡人と譲受人は、父と子の関係にあり、譲受人は、申請地に使用貸借権を設定し、事  
務所兼住宅と物置の整備を希望しています。
- 以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題な  
いと考へます。  
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長           続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
1番と2番について、9番の丸山 光浩委員より、お願いします。
- 9 番           まず、1番について説明させていただきます。  
4月14日に推進委員の深石さん、事務局で現地確認を行いました。  
申請地は、譲受人の住宅の隣接地で、冬期の堆雪場として利用を希望ということで確  
認しましたが、周辺の除雪スペースを考へますと適切な使用と判断いたします。
- 2番についてですが、  
4月14日に推進委員の深石さん、事務局で現地確認を行いました。  
申請地は、昨年11月に火災に見舞われた簡易郵便局でございます。それに伴い、事務  
所兼住宅を建築ということで、確認してまいりました。利用者の駐車スペース等を考へ、  
現状ですと路上駐車がふく、近隣地域から安全が危惧されていた場所でありまして、申請

地を利用者の駐車スペースと考えますと、適切な利用と考えております。  
以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、議案第7号の質疑を行います。  
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願ひします。

議 長 他にありませんか。  
続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願ひします。

議 長 他にありませんか。無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第7号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第8号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定についてを上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号の説明に入る前に、先ほどの報告第6号の補足ですが、自身の農地に122.99㎡の農業用の物置を建築したものです。当該物件の建築年次については、大正元年であり、本来であれば、何十年も前に建築したものについての届出を想定しておりませんが、第8号に関連する建築物であることから届け出があったものです。

議案第8号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定については、8ページをご覧ください。

本案は、本年2月25日に施行し、2月の総会で報告させていただきました、空き家に付随する農地の下限面積の別段の面積に関する取扱規定に基づいて、区域の設定申請書が農地所有者から提出されたものです。

現在、妙高市では、農地法施行規則第17条第2項の規定での、農地取得に必要な農地の下限面積の別段の面積を10a、1,000㎡としているところを、空き家に付随する農地に限定して1㎡として取扱うものとして、1筆ごとに限定的に区域の設定をするものであります。

設定する区域は、大字葎生地内、登記地目：田が2筆で地積合計435㎡、登記地目：畑が1筆で登記地積101㎡、合計 3筆・536㎡です。

なお、大字葎生字畑田235番1については、登記面積224㎡ですが、先程の報告第6号で届出の報告があった農業用物置の敷地面積122.99㎡を差し引いて区域設定するものであります。

位置図は、資料No.6をご覧ください。

位置図のとおり、空き家敷地の隣接・周囲に位置し、空き家に付随する農地としての要件を備えていること、支障となるような権利・契約等の設定契約もないことを、担当委員と確認し、区域の設定は「可」として、9ページと10ページの現地確認書及び現地調査表のとおり会長に報告したものであります。

以上のことから、区域の設定申請のありました3筆の農地については、区域設定して特  
段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
3番の関原 正晴委員より、お願いします。

3 番 付随農地の田畑3筆につきまして、昨年までは畑として耕作しており、農地としては  
好条件ではないかと思えます。区域の設定については、問題ないと考えます。

議 長 それでは、議案第8号の質疑を行います。  
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 他にありませんか。  
続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第8号 農地法施行規則第17条第2項の規定による区域の設定に  
ついてを採決します。  
お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第8号については、区域の設定することに決定しました。

議 長 次に、議案第9号 農用地利用集積計画についてを上程します。  
議案第9号のうち、35番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件です  
ので、最初に1番から34番までの34件を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページ、議案第9号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。  
ここでは、農業経営基盤強化促進法により、農地の貸し借りについてご審議いた  
できます。内容は大きくわけて新規設定、再設定、所有権移転とありまして、右端の摘要欄  
に記載しております。

今月は、新規設定12件、再設定21件、所有権移転2件で、合計35件です。  
まずは1番から34番について説明いたします。

17ページをご覧ください。1番から12番までが新規設定ですが、権利移動の事由と  
しては、すべて貸付人からの要望により貸し付けを行いたいものです。

主なものにつきまして、1番から5番ですが、柳井田地内の宅地造成計画に伴う農地と  
して、昨年12月の総会にて合意解約の報告を行いました。この度改めて1年間の使用  
貸借契約を行うものです。

18ページ10番は、対価額に端数が出ておりますが、借りている農地を、全部でいく  
らという契約になっているものを、10アールあたりにしたためです。

続きまして、19ページ13番から22ページ35番につきましては、再設定です。

20ページの22番及び23番は使用貸借ですが、それ以外は、すべて貸借借となっ  
ています。再設定ですので、特に問題はないと思われれます。

20ページ25番と21ページ31番ですが、対価について玄米としており、重さに端数が出ておりますが、借りている農地を、全部で30kgという契約になっているものを、10アールあたりにしたためです。

続きまして、21ページ33番と22ページ34番につきましては、所有権移転です。

21ページの33番につきましては、市内の農地所有適格法人へ、22ページの34番につきましては、上越市の法人の代表取締役への所有権移転となっています。

所有権移転する農地はすべて農振農用地であり、譲受人はいずれも認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま

参考までに34番の上越市の法人の代表取締役の、本市及び上越市の所有状況を記載していますのでご確認ください。

最後になりますが、22ページでの件数及び合計についてですが、20ページ23番につきましては、田と畑がそれぞれありますが、1件として計上していることから、合計を35件としております。

欄外の合計は、田と畑で別々に合計しているため36件となっております。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長            それでは、議案第9号のうち、1番から34番に関する質疑を行います。  
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

1 番            5番についてですが、先程の報告第4号の7番の方ですよね。  
適切に管理されているのでしょうか。

会 長            適切に管理されています。

議 長            他にありませんか。

4 番            14番～16番の方についてですが、田んぼの管理が非常に悪く、周囲から文句が出ている状態です。昨年場合は、畔草刈りでも最初と最後だけという感じなんですけども、農業委員として気を付けて回っているつもりなんですけれども、出来たら事務局の方でも定期的に回っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長            他にありませんか。  
農地パトロールを行いますと、そういうような問題と申ひますか、管理の悪い箇所が見られます。以前、私が農業委員をやっていた時にも、こういうことがありまして、本人から農業委員会に来ていただいて、強く指導した方が2名ほどおりました。言ひて直るのか直らないのかは分かりませんが、言ひていただかないと、周りの方から管理の悪さについて苦情が出てしまいますので、皆様の方から良い意見が出なければ、農業委員会として対処していかねばならないと思ひますので、またこのようなご意見がございましたら、この場でどんどん言ひていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長            農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長            他に無いようでありますので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から34番を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第9号のうち、1番から34番については、市長に要請することに決定しました。

議 長 続きまして、同じく、議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、35番を上程します。  
35番については、17番の宮尾 俊一委員に関する案件であります。  
宮尾委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

【宮尾委員 退席】

議 長 それでは、議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、35番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、35番について説明いたします。  
先ほどの説明同様、賃貸借での再設定であり、対価額、貸借期間等、双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、特に問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第9号のうち、35番に関する質疑を行います。  
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第9号 農用地利用集積計画についてのうち、35番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第9号のうち、35番については、市長に要請することに決定しました。  
それでは、宮尾委員の退席を解除します。

【宮尾委員 復席】

議 長 続きまして、議案第10号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページ 議案第10号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、をご覧ください。  
令和3年4月12日付けで妙高市長より、農業委員会会長宛てに計画変更に対する意見を求められました。

変更内容につきましては、農用地区域からの除外が2件となっています。

詳細につきましては、このあと、農林課比後主査の方から説明いただきますが、農業委員会としてこの計画変更について、ご審議いただき、ご意見をいただきたいものでありますので、よろしくお願いいたします。

議 長 続きまして、農林課の担当者から補足の説明をお願いします。

農林課 農林課農業振興係の比後と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号妙高農業振興地域整備計画、(農用地利用計画)の変更についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

本件は、妙高農業振興地域整備計画の農振地域からの除外が2件となっております。

初めに、大字十日市地内の除外案件になりますが、26ページから28ページをご覧ください。場所は、申請者である農地所有適格法人事務所付近の農地でありまして、申請は法人の代表者からの提出であります。

申請者は、経営面積の増加に伴う大型機械等の導入により、耕作地の圃場の整備や農道の補修が必須の作業となっており、圃場周辺に、その整備に使用する砂や農道等に引き込む碎石等の資材を確保しておく資材置き場が必要となったため、資材置き場とするため今回除外を行うものであります。

用地の選定にあたっては、付近の農振白地内から選定を行いましたが、地権者からの同意を得られなかったことや、耕作地や事務所の付近、近隣であり、管理に便利であることという点を踏まえ、当該地を選定したものであります。

農地周辺の整備のための資材置き場への変更は、今後農地の維持のために必要かつ妥当であるということで判断したものでございます。

次に、美守2丁目地内の除外案件になります。29ページから31ページをご覧ください。

場所は、申請者である自動車整備工場付近の農地であり、申請者はその代表者からの提出であります。

申請者は申請地の隣地を申請者自身が経営する自動車整備工場の従業員用の駐車場として利用しておりますが、敷地が手狭で、一部鉄板を敷いて使用している状態であります。現在の敷地では、冬季間の駐車場の確保も困難であることから、十分な駐車スペースを確保するため、今回除外を行うものであります。

用地の選定に当たりましては、付近の農振白地内からの選定を行いましたが、こちらもいずれも地権者からの同意を得られなかったこと、現在使用する土地の隣接地であるため、利用上、申請地が適当であることから、当該地を選定したものであります。駐車場用地への変更は、必要かつ妥当であると判断し、今回除外の提案をさせていただいております。

以上、議案第10号についての説明であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議案第10号に関する質疑を行います。  
農業委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

会 長 地域の人から、同意が得られることは決まっているのですか。

農林課 地権者と、周辺地の方については同意書をいただいております。

議 長 他にありませんか。  
続いて、農地利用最適化推進委員の皆様から質問等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第10号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてを採決します。  
お諮りします。本件は、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第10号については、「意見なし」として回答することに決定しました。

議 長 議案の審議については全て終了しましたので、第2回妙高市農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年5月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印